

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための 助成金のご案内

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資等を行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等の経費の一部を助成します。

- ・ 40円以上引上げ → 助成上限 70万円（最低賃金 800円未満の事業場）
- ・ 60円以上引上げ → 助成上限 100万円（最低賃金 1000円未満の事業場）
- ・ 90円以上引上げ → 助成上限 150万円（最低賃金 800円以上 1000円未満の事業場）
- ・ 120円以上引上げ → 助成上限 200万円（最低賃金 800円以上 1000円未満の事業場）

助成率：いずれも 7/10（30人以下事業場 3/4）。生産性要件を満たす場合 3/4（30人以下事業場 4/5）

※厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」参照

- （要件1）事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
- （要件2）交付決定後に、生産性向上のための設備・器具の購入などを行うこと。
- （要件3）事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、上記の賃金引上げは、その発効日の前日までに行うこと。

※賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、各コースの額以上について引き上げを行うこと。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

すべて又は雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等を対象に、事前にキャリアアップ計画を労働局に提出し、基本給の賃金規定等を2%以上増額改定、昇給させた場合に助成します。

- 全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が、1人～3人：9.5万円〈12万円〉、4～6人：19万円〈24万円〉、7～10人：28.5万円〈36万円〉、11～100人：2.85万円〈3.6万円〉×人数

※中小企業において3%以上増額改定した場合、1人当たり14,250円〈18,000円〉加算

（注1）〈 〉は生産性の向上が認められる場合の助成額

（注2）中業企業以外の助成額は3/4程度

- 一部（雇用形態別、職種別等）の賃金規定等を2%以上増額改定した場合も助成（上記の半額程度）

人事評価改善等助成金

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成を行います。

- 事業主が、生産性向上のための人事評価制度と賃金のアップを含む賃金制度の整備、実施した場合、50万円を助成。
- 上記に加え、1年経過後に、人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%アップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、80万円を助成。

詳細な支給対象等は、お問い合わせください（広島労働局HPにも掲載中）。

（申請先）業務改善助成金 ⇒ 広島労働局雇用環境・均等室

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）及び人事評価改善等助成金

⇒ 各公共職業安定所

（広島所及び広島東所管轄事業所は、広島労働局職業安定部職業対策課）